

# **東日本大震災からの教育の復興に向けての提言**

**宮城県教育復興懇話会**

**平成23年8月25日**

## はじめに

平成23年3月11日に発生した国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震と、それに伴い発生した津波によって、宮城県をはじめ東日本の沿岸地域各県は甚大な被害を受けた。その中で宮城県では、将来ある幼児・児童・生徒、そしてそうした子どもたちを教え導く教職員の被害は、公私立合わせて死者399名、行方不明者54名にも上っている。このような人的被害のほか、幼小中高等学校などの学校施設や社会教育施設、社会体育施設、文化財にも甚大な被害が生じている。宮城県の教育を取り巻く状況は、いまだかつてないほど痛ましく厳しいものである。

夢や希望を一瞬にして奪われた子どもたちや、教職員の無念の思い、家を失い転出や転学あるいは避難所暮らしを余儀なくされた子どもたちのやり場のない気持ちを、決して忘れてはならない。こうした思いをしっかりと受け止め、今後の宮城の復興・再生を力強く進めていくために、教育の果たす役割は非常に大きいものがある。

未曾有の困難に直面している今だからこそ、教育の底力を信じ、宮城の復興に不撓不屈の精神で取り組んでいかなくてはならない。

宮城県教育復興懇話会では、4回にわたり、今後の宮城の教育の復興に向けて緊急的かつ重点的に取り組むべき事項、あるいは施策の実施に当たり留意すべき事項などについて、さまざまな観点から意見を交換した。ここに宮城県教育委員会に対する提言としたい。

今後、宮城県教育委員会においては、復旧・復興に向けた施策や取組を進めていく中で、この提言を最大限に反映していただき、宮城の教育の速やかな復興とさらなる発展に向け全力を傾注していただくよう強く希望するものである。

この提言は、直接的には、宮城県教育委員会に対するものであるが、全県民による宮城の教育復興への取組として結実することを期待するものであり、日本の教育再生、ひいては安全安心な地域づくりのさきがけとなることを強く願うものである。

平成23年8月25日

宮城県教育復興懇話会 座長 梶田 叡一

## 目 次

I 教育の復興に向けた取組について	1
1 幼児・児童・生徒の心のケア	
2 単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくり	
3 学校の防災機能・防災拠点機能の強化	
4 未来を生き抜く力の育成	
5 沿岸地域への重点的な支援	
II 取組の推進に当たって	11
III 検討経過等	13
1 検討経過	
2 宮城県教育復興懇話会委員名簿	
参考資料	14

# I 教育の復興に向けた取組について

## 1 幼児・児童・生徒の心のケア

平成23年3月11日午後2時46分に宮城県を襲った東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、その後も停電により町全体が静寂と暗闇につつまれる中で、大規模な余震が頻発するなど、子どもたちは不安な夜を過ごした。

また、大津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、子どもたち自らが死の危険にさらされ、中には、住み慣れた家や愛する家族、友人が津波に飲み込まれていく凄惨な光景を目の当たりにするといった極めて辛い経験をした子どもたちも数多くおり、その受けた精神的苦痛は計り知れない。

さらに、その後も、慣れない避難所や仮設住宅での生活が続くなど、不安定な生活環境が多くの子どもたちの心にさまざまなダメージを与えている。

特に、強烈なダメージを受けた子どもは、不安感の増幅や集中力の低下、不眠などの症状の発現が懸念される。その一方で、症状が表面化していない子どもたちも、震災直後の緊張が解けていくにつれて、心の奥底に残った傷から一気に発症することも懸念されるところである。

このようなことから、学校や家庭においては、子どもたちの状況をきめ細かに把握し、心的外傷後ストレス障害（P T S D）への対応をはじめとして、中長期的視点に立った継続的な心のケアに取り組む必要がある。

### （1）教職員によるケアの質の向上

教職員は、子どもたちとの間に築いた信頼関係に基づき、子どもたちの変化をいち早く察知し、子どもたちの心に寄り添って、継続的な心のケアを行える存在である。

子どもたちに対する心のケアが十分効果を發揮するためにも心のケアに関する教職員の理解を深めることが不可欠であり、精神科医・臨床心理士など専門家による研修を通じて必要な知識を習得し、カウンセリング技術の向上を図っていくことが望まれる。また、特に甚大な被害を受けた学校では、子どもたちに対するきめ細かなケアを行うため、退職した教職員の活用も含め、教職員の増員等の措置が求められる。

## (2) 学校への専門家の配置

ストレス障害が深刻である場合など、教職員による対応が困難なケースもあることから、阪神・淡路大震災における兵庫県の先例のように、スクールカウンセラーを県内の全校に配置し、一定期間その措置を継続すべきと考える。また、阪神・淡路大震災の際には、被災体験を語らせるケアの手法が、逆に子どもの心に混乱を招いた例が報告されている。このため、事前に県としてケアの留意点について共通認識を形成するとともに、専門家によるケアが実際に効果を上げているかという観点からケアの質を検証することも必要である。

また、他校や県外からスクールカウンセラーの派遣を受け入れる場合、カウンセラーの交替の頻度が高いと、カウンセリングにおいてようやく開き出した子どもの心が再び閉じかねないため、同一人による継続的かつ長期的な支援が求められる。

## (3) 家庭における理解促進

子どもたちに対する心のケアがより効果的なものとなるためには、学校の対応だけでは必ずしも十分ではなく、子どもが最も安らぎを求める家庭において、保護者自身が精神的な安定を維持し、家庭において子どものケアに配慮して適切に向き合うことが重要である。

このため、子どもの心のケアについて保護者がその理解を深める機会を設け、保護者自身が自信を持って家庭で子どものケアに当たれるよう、学校が家庭に働きかける機会をより多く持つべきと考える。特に、震災による家族の死別、住居の流出・損壊、失業などにより、保護者自身が大きなダメージを受けているようなケースにおいては、学校は、子どものケアだけでなく、家族単位の心のケアについても十分配慮する必要がある。

## (4) 交流によるケアの促進

子どもたちの心の傷の回復には、スクールカウンセラー等による専門的なケアも必要であるが、加えて、遊びや校外活動等を通じた子ども同士の交流、学生ボランティアとの交流なども子どもの心を癒し、健康な状態へ向かわせることになる。教育委員会や学校などにおいては、こうした交流機会の拡大に配慮し、他の学校や教育委員会、NPOと連携を図りながら、子どもたちの心のケアに取り組んでいくことが望まれる。

## **2 単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくり**

東日本大震災により、宮城県の学校は地震や津波、火災により校舎や備品などが大規模に破損、消失したほか、地盤沈下やそれに伴う冠水などにより大きな被害を受けた。子どもたちの学校生活を震災以前の状態に近づけながら安定した教育環境を確保するためにも、学校施設の速やかな復旧が待たれるところである。学校施設の復旧に当たっては、単なる原状回復にとどまることなく、長期的な視野を持って宮城の教育を新たに作り上げていくという視点が不可欠である。

少子化・過疎化に伴う生徒数減少の中では、多様化する高校生の進路へのニーズにいかに応えていくかなど震災以前から抱えていた課題に加えて、被災地域の復興の方向性や社会の動向を踏まえて適正な学校配置を検討する必要がある。この場合、震災を経て高まりを見せている地域コミュニティの学校に対する期待や要望を踏まえて、地域との交流拠点機能や防災拠点機能など多様な機能に配慮していくことが必要である。

### **(1) 単なる復旧にとどまらない学校の多機能化**

開かれた学校づくりとして、これまで学校評価や学校評議員制度などの取組が行われてきたが、地域コミュニティにおいても、学校現場においても十分にその意義が理解されているとはいえず、今後一層の取組促進が求められる。

学校が地域コミュニティの核となり、地域が学校に信頼を寄せるという関係を構築するためには、被害を受けた学校施設の単なる復旧にとどまらず、学校の多機能化に対応できる施設整備、あるいは学校とコミュニティセンター等の複合化を考慮した施設という観点からの整備を図っていくことも必要である。

### **(2) 学校の適正配置と魅力ある学校づくりの推進**

津波により喪失した学校の再建に当たっては、まちづくりなどを含む地域の復興の方向性や人口動態、地域の産業構造の変化など社会の動向を踏まえ、適正な配置計画を立て、魅力ある学校づくりをしていくことが求められる。特に県立高校においては、学科改編を計画的に行い、高校生の多様な学びへの要望や進路希望とともに、地域住民や地元の産業界の要望にも応え得る学校づくりを目指すべきである。

### (3) 学校の特性を活かした魅力ある学校づくり

平成15年12月の学習指導要領一部改正により、学習指導要領が最低基準であり、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導できることが明記されたところである。

それぞれの学校においては、このたびの震災を踏まえ、学校の復興に向けて一層魅力ある学校づくりを進めるため、自校の特性に照らし、どのような特徴を出し、具体的にどのように指導していくのか、その成果として子どもたちにどのような力がつくのかについて研修や研究を深め、教師集団としての学校の力量を高めていくことが求められる。

### **3 学校の防災機能・防災拠点機能の強化**

今回の震災では、特に津波の被害が甚大な地域において、学校周辺の水没によって多くの子どもたちが帰宅不能となり数日間校内に避難する事態が生じた。また、多くの学校が市町村地域防災計画において避難所に指定されていない場合であっても、住まいを失い、あるいはライフラインを断たれた地域住民の避難所として利用された。このことは、身近な学校が地域住民の精神的よりどころとなっている証左であり、改めて地域における学校の存在意義が示されたといえる。このように、学校が防災拠点としての役割を果たし、地域に貢献できた一方で、震災後も長期間避難所として利用され、学校教育活動の円滑な再開に支障が生じたことも事実である。

これらの経験を踏まえて、今後、学校の防災機能をハード・ソフトの両面から整備するとともに、地域防災拠点としての学校の在り方についても防災担当部局や地域と合意形成を図っていくことが必要である。

#### **(1) 学校の避難所機能の強化**

学校は、児童生徒の安全を確保することはもちろんのこと、地域の住民に最も身近な公共施設である点を踏まえ、一次的な地域防災拠点として地域の住民を受け入れ、その安全を確保することが必要である。このためにも、今回の震災経験を十分に検証した上で、各学校が所在する地域の実情に応じ、食料や水及びその備蓄倉庫、宿泊装備、通信設備、自家発電設備、水ろ過設備等一次的避難に対応できる防災機能を学校に備えることが求められる。

#### **(2) 防災教育の推進**

今回の震災で得られた知見を未来に引き継ぎ、学校と地域コミュニティが連携して災害に強いまちづくりを進めていくために、避難マニュアルの整備や地域の安全点検、防災マップの作成、地域リーダーの育成、避難訓練の実施等を通じて防災意識の徹底や防災教育を推進していくとともに、防災教育に関する教職員の研修の充実を図っていくことが必要である。

「治にいて乱を忘れず」。小学校、中学校、高等学校それぞれの発達段階において、幅広く防災について日常的に考えさせることが求められる。

### **(3) 学校機能の早期の回復に向けた取組**

学校は教育施設であり、災害後、長期にわたって避難所や仮設住宅として使用することはその機能を損なうこととなる。このため、学校の一次的な防災拠点としての位置づけを地域防災計画においてあらかじめ明確にするとともに、平時からの地域との適切な役割分担を図ることにより、災害時における学校機能の早期回復につながる連携体制を構築していくことが求められる。

### **(4) 交流の場としての学校づくりの推進**

学校の復旧に当たっては、震災による被害の甚大さから原状復帰の原則にとらわれる必要はないと考える。これを機に学校を地域住民の交流の場としてハード・ソフト両面から整備することにより、子どもたちの日常の教育環境を豊かにするとともに、災害時における学校の地域防災拠点機能をより高めることが可能になる。特に市町村のグランドデザインとしてコンパクトシティ（生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市）を目指していく地域では、学校とコミュニティセンター等の一体化は地域の防災力及び教育力の向上に有効な選択肢の一つである。

## 4 未来を生き抜く力の育成

震災により学校が避難所になった子どもたちや、避難所生活を余儀なくされた子どもたちが、被災者の食事の配膳や物資の分配等避難所運営の手伝いを行った事例など、子どもたちが率先して実践したボランティア活動は、県内各地で見られたところであるが、こうした社会につながる活動を通じて子どもたちの間に人への思いやりや感謝の念が高まっている今こそが、その心をしっかりと育てて、社会への志につなげるまたとない好機である。

現在、宮城県で進められている「志教育」は、宮城県独自の取組として着手して間もない教育活動であるが、これにこのたびの震災の体験を適切に生かしていくことにより、命の大切さ、人や地域の絆の重要性、そして個人と社会との関係性を子どもたちに気づかせる中で、社会における自らの役割を主体的に考え、物事に意欲的に取り組む姿勢を育み、未来を生き抜く力をより着実に育成していくことができるを考える。

### (1) 「志教育」の推進

子どもたちが、将来、社会の中で必要な役割を果たし、自己実現を図っていくためには、早いうちから、先人の生き方を学ぶとともに様々な職業についている人々の話を聞くことやインターンシップなどを通じて、働くことの意義や社会の中での自らの役割を実感することが非常に有益であり、こうした体験の機会を学校が地域コミュニティ、企業、NPOなど多様な主体と連携して提供していくことが重要である。こうした観点からすると、宮城県が上記の考え方を取り入れた「志教育」を推進していることは、子どもの未来を生き抜く力を育成していく上で極めて意義深いものであり、震災からの復興に向けた取組を教育活動の中で効果的に活用することにより、「志教育」を一層推進していくことが望まれる。

特に、高校生においては、雇用政策の視点から、震災復興において多様な業務体験ができる公務員のインターンシップ事業を象徴的に展開することも考えられる。

### (2) 志の土台となる基礎的学力の育成

現代は知識基盤社会と言われているように、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増している。子どもたちがこのような社会を前提として未来を力強く生き抜いていくべく、その推進力となる志を育てるには、それを支える知識や技能、思考力などが着実に身についていかなければならぬ。このためには、基礎的な知識や技能の習得はもとより、それらを活用する力を含め、確かな学力の育成に一層力を入れた取組が望まれる。

### **(3) 子どものチャレンジ精神を引き出す施策の推進**

宮城県においては、国内はもとより諸外国からの支援が寄せられ、こうした広範な地域の人々との交流が生まれている今だからこそ、先見性や創造性、国際性に富んだグローバルな人材を輩出していくための取組が求められる。

このため、今後は、大災害等の困難な状況の中にあっても、それを乗り越えるチャレンジ精神を引き出す視点や、世界を舞台に行動する視点を意識した取組を行っていくことが望まれる。

### **(4) 地域行事等への参加を通じた社会との関わりの推進**

震災直後に誰もが実感した地域の絆や一体感は、今後、地域コミュニティを再生していくための原動力となる一方、とりわけ子どもたちにとっては社会とのつながりを芽生えさせ、意識づける貴重な原体験であったに相違ない。

このような思いを今後とも持続させていくため、学校として地域コミュニティなど社会との関わりをこれまで以上に意識し、取り組んでいくことが求められる。

このため、学校と地域コミュニティが学校行事、地域行事への双方向の参加に努めることが必要であり、教育委員会は、学校が日常の教育活動や諸行事を地域住民に積極的に公開し、その参加を求めるに加え、子どもたちの地域行事等への参加が促進されるよう、学校現場に働きかけていくことが望まれる。

## 5 沿岸地域への重点的な支援

宮城県では、今般の震災における幼児・児童・生徒及び教職員の死亡・行方不明者が、公私立合わせて453名にも上るという悲惨な事態となったが、その全ての人々が津波による浸水被害を受けた沿岸地域において被災している。また、学校等の施設の被害を見ても、被災施設の55%が沿岸地域に集中している。

さらに、住居の流出、損壊による住環境や衛生環境の悪化や保護者の失業、収入の減少による経済的な困窮、校舎の被災による他校舎への移転など、沿岸地域では、他の地域に比して、子どもたちを取り巻く就学環境が極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況において、沿岸地域の子どもたちが夢と希望を失わず、自らの可能性を最大限に伸ばしていく環境を一刻も早く取り戻すため、人的・財政的支援をはじめ様々な支援を、沿岸地域に重点的に配分することが求められる。

### (1) 家庭学習への支援

住居の流出、損壊等により、避難所・仮設住宅での生活や親類知人宅への間借りを余儀なくされている子どもたちの中には、学習机を置くスペースもないというケースが多く存在するものと思われる。県内各地では、こうした子どもたちのために、大学生等がボランティアとして家庭学習を支援する活動を始めていることから、大学やNPO等との連携や教員OBなどの地域の人材の活用による学習支援の仕組みづくりが必要である。

### (2) 就学に係る経済的支援

被災地においては、保護者の死亡や収入減少により、学用品の用意や学校経費の支払いが困難となり、就学への不安を抱えている子どもたちや、進級・進学を断念する子どもたちが増加することが懸念されることから、経済的理由により教育の機会を失うことのないよう支援を行うことが喫緊の課題である。

また、こうした子どもたちに対して福祉、雇用部門との連携により、それぞれの家庭の状況に即した支援を行うことが必要である。

### (3) 就職に対する支援

沿岸地域では、多くの地元企業が壊滅的な被害を受け、活動再開の見通しもままたらない状況にある中で、特に沿岸部の高校生の就職は極めて深刻な問題となることが見込まれる。人材の流出、地元雇用の悪化が懸念される中で、企業との連携も含めて、学校、県教育委員会によるさらなる支援が求められる。

#### **(4) 他地域に移転した児童生徒のケア**

沿岸地域では、津波による住居の流出、損壊等により、他の地域、場合によっては他の市町村や他県に移転し、慣れない避難生活の中、他校への通学を余儀なくされている児童生徒が多数いる。

このような児童生徒が将来的に地元への復帰を希望する場合、学校は、避難先からの復帰に要する期間を考慮し、地元の児童生徒との交流の場を設けたり、避難先での当該児童生徒の状況の情報収集に努めるなど、当該児童生徒が夢と希望を失わずに避難生活を送ることのできるような環境づくりに努めることが必要である。

また、地域は他地域に移転した児童生徒を再び元の地域に呼び戻すという強い意気込みを持って、学校を拠点として地域コミュニティの再生を図るなど、地域の魅力の再構築、地域の教育力の向上に努めることが求められる。

#### **(5) 心身に大きなダメージを受けた教職員への支援**

教職員においては、発災後、自らが被災しているにもかかわらず、家族の安否も分からぬまま、不眠不休で避難所の運営や子どもたちのケアに当たるとともに、子どもたちの痛ましい姿にも直面するなど、極めて厳しい心理的・肉体的環境に置かれることとなった。

通常、子どもたちに対する心のケアが注目されがちだが、教職員の不安定な精神状態に留意しながら、教職員に対しても、継続的な手厚い心のケアが必要である。

#### **(6) 教職員定数の加配**

現在、宮城県では文部科学省から241人の教員の定数加配が認められ、被害が甚大であった沿岸地域を中心に配置されているところであるが、定数加配は毎年度決定されるものであることから、継続的に、必要な学校に手厚く教職員を配置していくよう、文部科学省に強く要望していくことが必要である。

#### **(7) 被災地における教職員の復興支援活動の促進**

教職員を志した者が、沿岸地域を中心とした被災地において復興支援に関する活動を実践することは、将来宮城の教育を担っていく教職員一人一人にとって、必ずやかけがえのない財産になっていくものと思われる。

このため、教職員の被災地における復興支援活動を研修内容に位置付けるとともに、教職員が復興支援に関するボランティア活動に参加しやすい環境整備を図るなどにより、教職員の資質向上に大きくつなげていくことが求められる。

## II 取組の推進に当たって

### 1 地域コミュニティの再生への積極的な関与

地域コミュニティの衰退、それによる地域の教育力の低下が指摘されて久しいが、教育委員会及び学校は、今こそ地域コミュニティの再生に積極的に関わっていくことの重要性を認識すべきである。具体的には、学校が、各種地域団体の会議などに積極的に参加して地域のニーズをとらえ、共に考え、行動し、答えを出していく機会を設けるなど、地域住民との間で、普段から双方向のコミュニケーションが図られる関係を構築し、地域の教育力も生かして、子供たちに豊かな教育環境を保障していく必要がある。

特に、被災により地域コミュニティが壊滅的状況にある地域においては、学校が、地域の行事等への単なる参加にとどまらず、地域コミュニティの再生に向けたまちづくりなどの取組の過程においても関わりを持つことが重要である。

### 2 多様な主体との連携・交流

教育の復興に向けた各種取組を進めるに当たって、必要に応じ、県外も含めた広域的な視野で、行政、学校、PTA、地域など各レベルにおいて多様な主体との連携・交流を進め、課題を解決していく必要がある。連携・交流を実効性あるものとするため、特に留意すべきことは、各学校の実情に応じて、学校の内と外とを適切につなぐ役割を担う人材・団体の存在であり、そうした人材・団体を積極的に育成し、又は発掘する取組が必要である。

また、このような過程で築かれた信頼関係や連携体制を長期的に継続することが重要であり、将来発生する災害の際にもそうした平時からの連携体制があつてこそ円滑な対応が可能となるものである。

### 3 市町村教育委員会と一体となった取組の推進

学校において教育を担う教職員と児童生徒とがしっかりと向き合うことができるよう、県教育委員会は、市町村教育委員会と十分連携して各種取組を推進し、教育現場をサポートしていく必要がある。

### 4 県の組織間における横断的な連携の推進

県教育委員会は、防災担当部局や福祉担当部局、雇用担当部局等関係部局との連携を密にし、それぞれの施策の整合性や相乗効果の拡大を図り、地域防災、子育て支援、雇用等、教育分野の施策だけでは対応しきれない課題に対しても、きめ細かな対応を行うように努めていくことが求められる。

## **5 私立学校への支援**

県内の教育力のさらなる向上を図るために、特色ある教育活動を展開している私立学校との連携・協力体制の構築は不可欠であり、復旧・復興に向けた情報提供、協働した取組その他可能な支援などを一層推進することが求められる。

## **6 特別な配慮を必要とする子どもたちに対する支援**

震災後の混乱時において特に手厚いケアを必要とする発達障害がある子どもや、意思疎通の十分でない外国人の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもたちに対しては、一層きめ細かな支援を行うことが求められる。

## **7 ボランティア、NPO、企業との役割分担**

被災地の復興支援に当たっては、ボランティアやNPO、企業などの民間エネルギーを十分引き出し、これらの民間の主体と県や市町村とが適切に役割分担をしながら連携する体制を構築することが必要である。

## **8 その他の留意点**

今後、具体的な復興への取組を進めるに当たり、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、家庭、地域等の実施体制を明確に示した上で、今すぐ緊急的にすべきことと、中長期にわたって腰を据えてじっくり取り組むこと、さらには機を逃さず取り組むべきことを整理し、取組に当たることが必要である。

また、その取組をより効果的なものとし、P D C Aサイクルにより取組の成果の検証結果を次につなげられるよう、被災地における子どもたちの状況を十分に把握し、客観的なデータに基づき企画立案に当たることが重要である。

### III 検討経過等

#### 1 検討経過

回	実施日	内 容
第1回	平成23年5月25日	宮城県の教育の復興について（自由討議）
第2回	平成23年6月30日	宮城県の教育の復興に向けた取組等について（論点整理）
第3回	平成23年7月29日	宮城県の教育の復興に向けた取組等について（意見集約）
第4回	平成23年8月25日	宮城県の教育の復興に向けた提言について（意見集約）

#### 2 宮城県教育復興懇話会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属 等	備 考
梶田 叢一 かじた えいいち	環太平洋大学学長、学校法人聖ウルスラ学院理事長	座 長
澤 昭裕 さわ あきひろ	21世紀政策研究所研究主幹	
須能 邦雄 すのう くにお	石巻魚市場株式会社代表取締役社長	
武田 政春 たけだ まさはる	白石市教育委員会教育長 (前宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会長)	
山田 晴義 やまだ はるよし	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事	副座長

## 参考資料 宮城県教育復興懇話会発言要旨

### I 教育の復興に向けた取組について

#### 1 幼児・児童・生徒の心のケア

##### 取組全体に関すること

- 子どもたちは、今は何とか我慢しているが、秋口からの PTSD が懸念される。【武田委員】
- 要望があれば幼稚園にもカウンセラーを派遣するということだが、保育所への対応も必要。【澤委員】
- 県外からのボランティアに、心のケアをうまくはめ込んでいけるよう、受入窓口を整理すべき。【澤委員】
- 現実に津波の襲来を見ていない人は「モニユメントがあった方が良い」と言うが、そこに居た人はそれを毎日見るのは耐えられない。心のケアは時間をかけてじっくりやらなければいけない。【須能委員】
- 多くの子どもたちは、思いを抑えている状態なので、今後相当数の子どもたちの心のケアが必要。【武田委員】
- 阪神・淡路大震災の際には、4, 5年経ってから PTSD を発症した例がいくつもある。【梶田座長】

##### (1) 教職員によるケアの質の向上

- カウンセラーに任せ切りにするのではなく、教職員全体に対し心のケアについての研修が必要。【梶田座長】
- 教職員や保護者に対し、「大きなショックの後には心理的な混乱が出てきます。(時間が薬ですから) それほど心配しなくていいですよ。」と教えてあげなければいけない。【梶田座長】
- 小学校入学前に、警報が聞こえず電車にはねられて死んだ聾啞学校の生徒を見たが、大人になっても体調が悪い時に夢に出てくる。自分で体調が悪化する前兆と考えているが、教員もそういうものだと理解して、予防医学的に対応してもらえば心のケアにつながるのでは。【須能委員】

##### (2) 学校への専門家の配置

- 今後本格化する PTSD への対応について、2年目までは本気で考えておかなければならぬ。兵庫県で阪神・淡路大震災の後に初めて全校に臨床心理士やスクールカウンセラーを配置したように、専門的な知識を持つ人の支援が必要。【梶田座長】
- 心のケアの専門家を学校に配置するだけでなく、ケアの質を検証する体制も必要。【梶田座長】
- 小学校へのカウンセラーの派遣はありがたいが、全部の学校に派遣するだけの数が揃うのか。必ずしもカウンセラーにこだわらず、教員等の人的な配置を増員してもらえば助かるし、こだわるのであればしっかりとした研修をやってからの派遣にしてほしい。【武田委員】
- 全国から善意で心のケアの支援に来ていただいているが、1~2か月で帰ってしまう。それぞれの地域に1年でも2年でも留まって、じっくりやっていただく支援の在り方が望ましい。【梶田座長】
- カウンセラーは大事だが、逆効果になってはいけないので、県として「こういうことに気をつけてください」という留意事項を伝えておく必要がある。【梶田座長】

##### (3) 家庭における理解促進

- 教職員や保護者に対し、「大きなショックの後には心理的な混乱が出てきます。(時間が薬ですから) それほど心配しなくていいですよ。」と教えてあげなければいけない。【梶田座長】
- 保護者自身が震災によるダメージを受けていて保護者のケアが必要な家庭も考えられるが、家族単位でのケアにも配慮することが必要である。【山田副座長】

#### (4) 交流によるケアの促進

- 違った立場にある子どもとの交流や、大学生とのコミュニケーションによるケアも効果的ではないか。【山田副座長】
- 「交流によるケアの促進」について、学校や市町村に任せ切りで良いか疑問。具体的にどう実現していくのかを考える必要がある。【山田副座長】

## 2 単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくり

#### (1) 単なる復旧にとどまらない学校の多機能化

- 学校のハード的再生にあたっては、特徴的なレイアウトにするなど、他から注目される発信力のある形で進めてほしい。【梶田座長】
- 学校施設の復旧については、原状復帰の原則を変えることが必要。今回、学校に屋根裏部屋があったおかげで助かった例があるが、いろいろなことに対応できる学校でなければならない。【武田委員】
- 震災前への単なる復旧ではなく、他県とも連携し、特区制度を活用して新しい学校を目指すべき。【須能委員】
- イギリスのコミュニティスクールのように、コミュニティセンターや図書館の分館などの社会教育施設と一体化した学校づくりを今から議論していく必要がある。【山田副座長】
- 京都市や品川区のように、社会教育機能と学校機能を一つの校舎の中に実現するという、時代の先端を行くことも考えていかなければならない。【梶田座長】
- 品川区では小中連携について4・3・2制を採用しているが、発達前傾現象や発達加速現象を踏まえ、宮城県が先駆けて6・3・3制の区切りをもう一度別の形で区切ってみるということも検討すべきではないか。【梶田座長】

#### (2) 学校の適正配置と魅力ある学校づくりの推進

- 復旧に際しては、元の場所に同じような校舎・設備では勿体ないので、適正な配置を考えるとともに、トイレ、学習のためのスペース、校庭などの施設設備についても、これからの方針を考えるべき。【梶田座長】
- 水産高校を卒業しても水産業への就職者は少ない。名称を海洋高校にして、海のあらゆることを学ばせて、社会に通用する人間を育成すべきではないか。【須能委員】
- 県立高校を建て替える場合、大きな視点から学科再編を含めて将来構想を立てていく必要がある。【武田委員】

#### (3) 学校の特性を活かした魅力ある学校づくり

- 学習指導要領が最低基準になり、「魅力ある学校づくり」をそれぞれの学校ができるようになつたが、それを実現するためには、教職員の専門性の向上と教師集団としての学校の力量を高めるための研修活動が必要。【梶田座長】
- 指導要領ががんじがらめではなくなったことを学校レベルで認識すれば、地域的なニーズに合つたことができるのではないか。【梶田座長】

### 3 学校の防災機能・防災拠点機能の強化

#### (1) 学校の避難所機能の強化

- 仮に学校を防災拠点として整備する場合、燃料も含め、自動車、バイク、自転車などの移動手段の確保と地域事情に応じた避難訓練が必要。【澤委員】
- 学校の防災機能として、例えば家庭科室が和室であれば、避難民がすぐ横になれる。【須能委員】
- 学校の防災拠点機能の持ち方の類型（①避難所が学校しかない地域、②学校と他の施設との複合化が可能な地域、③民間の機関との拠点機能の分担ができる地域）に応じた緊急対応マニュアルやトレーニングが必要。【山田副座長】
- 学校の避難所機能の強化として最低限の防災機能を備えることだが、最低限とは何かを検討していくためのプログラムを考えなければ、予算要求にもつながらない。【澤委員】

#### (2) 防災教育の推進

- 避難訓練が良くできていた学校は、今回避難がうまくいったとのことだが、あらゆる事態に対応できるような防災教育にもっと力を入れるべき。【梶田座長】
- 中学校の総合学習で防災マップを作っている学校があるが、避難所まで歩いて確かめると遠くて大変なケースもあり、防災教育を行う中で、もう1回地域を点検する必要がある。【武田委員】
- 「治にいて乱を忘れず」と言うが、いろいろなことに即応できる、幅広い基礎的な防災教育が必要。【梶田座長】

#### (3) 学校機能の早期の回復に向けた取組

- 学校はそもそも教育施設であり、長期間の防災拠点として整備することには問題がある。防災拠点を学校以外のところに整備できない場合に、一時的に使用するものとして位置付けるべき。【澤委員】
- 今回、水産高校の渡波球場に仮設住宅が設置されたために、仮校舎が造れないことは残念。住民の生活も大切だが、学校の機能が何か月も滞ることは問題。【須能委員】
- 避難できる場所が学校しかない地域では、地域住民が学校によって助かった事実は貴重だが、学校はあくまで学校としての機能を確保すべき。【武田委員】
- いまだにいくつかの学校が避難所になっており、行政が教育についてあまりに無頓着、無定見ではないかと憤りを感じる。【須能委員】
- あまり被害の無かった白石ですら、避難所（としての学校）の閉鎖に対して相当の反発があった。避難所の閉鎖について県として検証しておくことが必要。【武田委員】
- 学校機能の早期の回復については、学校に期待される対応を含めて地域の防災計画に組み込んでおく必要がある。【山田副座長】

#### (4) 交流の場としての学校づくりの推進

- 学校の空間を、教育の場としてだけではなく、交流の場としても使えるような作り方をしておけば、災害時対応の空間としても豊かなものとなり、日常の子どもたちの教育環境も豊かになるので、ハード、ソフト両面からセットで整備すべき。【山田副座長】
- 安全なコミュニティプランニングをするときに、学校をコミュニティセンターなどの公的施設と複合化するという考え方もある。今後、「学校再配置の観点から、コミュニティのハードプランニングはこうあるべき」との提言をしていきたい。【山田副座長】

## 4 未来を生き抜く力の育成

### 取組全体に關すること

- 教員は、「コップの水が半分しかない」ではなく、「コップの水はまだ半分あるんだ」とか、「昨日より今日なんだ」というように、前向きに子どもたちに夢を託すような声掛けをしていくべき。そういうことを復旧から復興へのすべての基本理念にすべき。【須能委員】
- 生病老死を考える命の教育を本気でやらなければならない。【梶田座長】
- 今まで空気のように当たり前でありがたみが分からなかった家族や地域の絆の大事さを初めて気付いた部分があるが、他人のために自分は何ができるのかを考える教育も必要。【梶田座長】
- 内陸部も含めて、被災地では多くの支援を受けているが、これを何らかの形で授業の中に取り入れていきたい。【武田委員】
- 災いを転じて福となすような視点から考えるべき。子どもたちが地域の宝であり、それを育む主役は教職員。主役である教職員をその気にさせることが大事。【須能委員】

### (1) 「志教育」の推進

- 「志教育」とは多様な価値を認められる教育だと考えるが、現場での体感が大事であり、進学・学力重視の環境の中でどう実現していくのかが課題。【山田副座長】
- 宮城県の教育を変えていくならば、震災に遭った今だからこそ、「志教育」の根底にある人に対する感謝や思いやりなど、心育ちの土台を大切にしていく必要がある。【武田委員】
- 夢と志の実現に向けてチャレンジする姿勢を、この機会に一層強化すべき。どういう形で力をつけて世の中に出していくか、どういう形で社会参加し自分の役割を果たしていくのか、本当の意味でのキャリア教育が重要。【梶田座長】
- インターンシップで、「自分はこういうことをやる。だったら、とりわけこういうことは力をつけておく必要がある。」と考えていくようになることが重要。【梶田座長】
- 高校生の職の問題やコミュニティのリーダーの問題の解決プログラムとして、被災した高校生を公務員として雇い、被災状況のデータ収集や記録の整理などにあたらせる「公務員インターンシップ」を実施してはどうか。【澤委員】
- 本当に志を持った子どもたちをつくるのは、担任の教員が主役であり、教育委員会は教員を「指導」するという意識ではなく、教員への「支援」のために汗をかくべき。【須能委員】
- 「未来を生き抜く力の育成」とは、狭い意味のキャリア教育ではない。一人一人がどうということを頼りにし、どういうことを大事にして、どう生きていくのか、死ぬときまで「生まれてきて良かった」と思いながらやっていく力をつけていかなければならない。【梶田座長】
- 統計では、5年位で転職する子がたくさんいるが、どのように職業が替わっても、「私の人生としてこれを大事にしていく」というものがあれば、自分の人生でやっていける。そこまで含めた教育をしないと、本当の志にはつながっていないか。【梶田座長】
- 「志教育」については、推進役としての教職員への働きかけについて、十分な検討が必要。【須能委員】(意見書)
- 一人一人が自分の人生を形づくり、充実させるということが土台にあるべきで、逆に世の中にどう貢献するかばかりが先行すると、一人一人が道具みたいになってしまう。【梶田座長】
- 「志教育」も産業教育も非常に重要だが、それを実現するためのシステムを創出しないと理念だけで終わってしまう。【山田副座長】

<b>(2) 志の土台となる基礎的学力の育成</b>
○ 宮城県で夏休みに行っていた地域学習支援センターの事業が中止になったが、学力を補う意味で必要だったのではないか。【武田委員】
○ 学習ボランティアを活用した地域学習支援センターの運営については、夏季休業中だけでなく、数年間は通年で運営すべき。【山田副座長】
○ 志の実現の土台となる学力向上が必要。自分と対話しながら、時には自分に鞭を打ちながら、自分を将来の在り方に向けて高めていく気持ちを強めていくことが必要。【梶田座長】
<b>(3) 子どものチャレンジ精神を引き出す施策の推進</b>
○ 子どもの元気さやチャレンジ精神を引き出す視点が大事。【澤委員】
○ 国語、算数という縦割りの単科教育が、福島の原発事故を招いた。何かにチャレンジするプロジェクトがあれば、いろいろな学問の必要性がわかつてくるはず。【澤委員】
<b>(4) 地域行事等への参加を通じた社会との関わりの推進</b>
○ 学校行事はもともと地域と一緒に作ってきたものであり、もう一度意図的に「学校と地域と家庭、みんなでこの子を育てるんだ」という方向に揃えていくべき。【梶田座長】
○ 震災後4か月経って、少しずつ消え始めている一体感をもう一度取り戻すためには、地域の行事などで埋めていく以外にないのではないか。地域そのものが力を発揮できないのであれば、地域を巻き込んだ形で学校行事を実施することも必要。【武田委員】

## 5 沿岸地域への重点的な支援

<b>取組全体に関するここと</b>
○ 人員や予算などの資源を沿岸部に振り向けるという大方針が必要。【澤委員】
<b>(1) 家庭学習への支援</b>
○ 県内の教育学部の学生が被災地に定期的に泊まり込んで、放課後の補習授業を行えば、教員の卵にとっても良い経験になるし、心のケアにもなる。【須能委員】
○ 大学との連携による学習支援は、県が総合的にコーディネートすべきであり、場合によっては、地域学習支援センターと一体的な機構を作つて対応する必要がある。【山田副座長】
○ 学習支援を希望するNPOのための窓口が必要。また、NPOの連絡協議会などを組織してもらい、連絡調整しながら学習支援に赴く仕組みが望ましい。【梶田座長】
○ 地域の人材の参画による放課後子ども教室の運営を通じた学習支援が想定されているが、被災地域では難しいのではないか。【武田委員】
<b>(2) 就学に係る経済的支援</b>
○ 義捐金を奨学金として活用するために、育英会とは別に一括して奨学金基金にしてはどうか。【澤委員】
<b>(3) 就職に対する支援</b>
○ 職探しの際に、子どもがいることの制約により就業機会の確保に困っている人がいないかなど、きめ細かい現状把握に基づいた支援が必要。【澤委員】
○ 就職・就業のためのサポート体制について、企業や組織との連携も含めてテコ入れをしなければ、その地域に人が残らないということが懸念される。【山田副座長】
<b>(4) 他地域に移転した児童生徒のケア</b>
○ 避難所・仮設住宅での生活や親類知人宅への間借りを余儀なくされている児童生徒へのケアは、避難先地域・自治体に任せるだけでよいのか。いずれ原状復帰できる児童生徒、それが難しい児童生徒など状況をタイプ化した対策が必要である。さらに、避難先が遠隔地であるもの、近隣市町村

であるものなど、多様な状況把握と予測を行い、これらを含めて、いざれは宮城に、地域に、子どもを取り戻すという強い意気込みが欲しい。【山田副座長】(意見書)

#### (5) 心身に大きなダメージを受けた教職員への支援

- 沿岸部の教職員は本当に疲れている。夏休みが過ぎてからどっと疲れが出てくることが懸念されるので、そうした教職員への援助を考えるべき。【武田委員】

#### (6) 教職員定数の加配

- 教職員の人事について、特に沿岸部に配慮いただいた。こうした手厚い人事配置が功を奏したと思う。【武田委員】

#### (7) 被災地における教職員の復興支援活動の促進

- 教員の初任者研修の体験活動に、被災現場の状況確認を入れるべき。【武田委員】
- 阪神・淡路大震災当時、大阪の府立高校の教員が復興活動に参加する場合に、職務専念義務免除としてボランティア活動を奨励し、それが地教委にも波及した。【梶田座長】
- ここ数年は夏休み期間中の教員研修を見直して、内陸部の教員がボランティア活動に行きやすい状況を作ることが必要。【武田委員】

## II 取組の推進に当たって

### 1 地域コミュニティの再生への積極的な関与

- 今回の大惨事で学校が地域のコミュニティ拠点となった。教職員をはじめ関係者から直接事情を聴取し、コミュニティづくりのアイディアの収集に努めて欲しい。【須能委員】(意見書)
- 学校行事や地域行事は、今までの位置付けとは全く違い、もう一度コミュニティを再生していく起爆剤になる。【澤委員】
- 地域の教育力は、地域の様々な活動の中で実現されるため、今回の災害を機に、根源に戻ってコミュニティの再生から考えるべき。【山田副座長】
- 地域コミュニティとの連携の前に、震災で痛めつけられた地域コミュニティの再生に、教育委員会が「学校と家庭・地域の連携」のために主体的にかかわっていく必要がある。つまり、「多様な主体・機関との連携」の中に、主体の一つとして「地域コミュニティ」を明記して、それとの連携の在り方と、その前提としての地域コミュニティの再生にまで踏み込んでほしい。【山田副座長】(意見書)
- 昔は運動会や学芸会が地域の行事だったように、地域が学校と一体になるには、学校の行事は非常に大事。また、学校は、地域の行事に子どもたちが参加できるようにバックアップをすべき。【梶田座長】
- 「はやね・はやおき・あさごはん」のように、具体的な課題を学校から家庭に投げかけて、その意義を説き、家庭・地域・学校が一体となることが必要。【梶田座長】
- 周辺住民と子どもが学校を通して普段からコミュニケーションを持てるようにして、もっとコミュニティづくりに関わっていく必要がある。【須能委員】
- 地域コミュニティに対する学校の関わりが受け身にならないための第一歩として、校長が地域の各種団体の委員になるなど、外部の一般社会との接点を持ってほしい。外部の人たちの考えていることに対して学校側が考えていることを伝え、双方向の交流が行われ、その結果として地域で子どもが育てられることになる。【須能委員】
- 学校が地域のニーズをとらえ、地域の人々の声を聞き、地域と話し合い、考え、答えを出していく機会を設けることでよい関係を築くことができる。【山田副座長】

## 2 多様な主体との連携・交流

- 部活動や、児童会・生徒会・PTAなどを通じ、被災地域との交流を強化して欲しい。【武田委員】
- 緊急あるいは短期の対応として、被害の無かったところや、別のハンディキャップを持つところとの広域交流学習の可能性を検討すべき。【山田副座長】
- 小中学校との連携だけでなく、工業高校や農業高校の支援ができる大学もあり、小中学校から高校までを対象とした大学との連携を組み立て直していく必要がある。【山田副座長】
- 県の持つ多様な機能と被災地域をつなぐ、中間支援的な役割を持つ機構が必要ではないか。【山田副座長】
- 学都仙台コンソーシアムとの調整により、学習支援が合理的にはかどる可能性もあるので、検討すべき。【山田副座長】
- 地域のリーダーになっていくときに必要な知識やスキルは県内にあるとは限らないので、外との交流をプログラマティックに事業の中に組み込んでいくべき。【澤委員】
- 海外との交流も視点に入れるべき。【澤委員】
- 大学との交流の中で学習支援制度を考えていく必要がある。その際には、高等教育機関と小中学校とのつなぎをする中間支援的な場を用意すべき。【山田副座長】
- 以前、過疎化で児童数も減少した小学校の基本計画で、市街地の学校と交流する交流型学校を提案したことがあるが、日常的な交流の中で良い関係ができていれば、災害対応にも生きてくると思う。【山田副座長】
- 地域内や市町村内に限定しない、多様な主体との連携・交流が必要。【山田副座長】
- 取組全体に共通する事項として、「多様な主体・機関との連携」がある。【山田副座長】（意見書）

## 3 市町村教育委員会と一体となった取組の推進

- 県は地教委からの要望を受け止めながら、それを実現するだけでなく、それを超えた新しいビジョンを地教委に提示していくことが必要。【梶田座長】
- 災害査定の簡素化、迅速化が必要。市町村立学校施設の被害額が低額の場合の査定に関しては、県への委任により迅速化が図られるのではないか。【武田委員】
- 地域ごとの各論が必要。ボトムアップのアイディアをどうインプットしていくのかというプロセスを考えていかなければならない。【澤委員】
- 災いを転じて福となすような視点から考えるべき。子どもたちが地域の宝であり、それを育む主役は教職員。主役である教職員をその気にさせることが大事。【須能委員】
- 本当に志を持った子どもたちをつくるのは、担任の教員が主役であり、教育委員会は教員を「指導」するという意識ではなく、教員への「支援」のために汗をかくべき。【須能委員】
- 県がやるべきことに終始しているので、市町村教育委員会の意見を聞くべき。【武田委員】
- 全体をまとめていくときに、県教委が何をすべきかという提言では弱いと思う。県の他の部局や市町村教育委員会がかかわる部分も必要。【梶田座長】

## 4 県の組織間における横断的な連携の推進

- 今後、コミュニティの衰退が考えられるので、全序的に考えていく必要がある。【山田副座長】
- 例えばコミュニティの問題が片手落ちになったりしないよう、県は府内での情報の連携を図る必要がある。【山田副座長】

## 5 私立学校への支援

- 私立学校のことが忘れられがちなので、このことも整理の中に入れること。設置者の違いにかかわりなく、宮城の子どもたちをトータルに伸ばしていく視点が必要。【梶田座長】
- 私立学校からの意見も聞くべき。【梶田座長】

## 6 特別な配慮を必要とする子どもたちに対する支援

- 阪神・淡路大震災の際も問題になったが、オーバーステイなどの理由により、被害を受けているのに行政に接触したがらない外国人の子どもに対する支援が必要。【梶田座長】
- 外国人労働者やホームレスなどは、行政の手が差し伸べられること自体を嫌がる。そういう人たちもいることには留意すべき。【梶田座長】

## 7 ボランティア、NPO、企業との役割分担

- 「志教育」を実現するために大事なインターンシップについても、学校と企業とが協働でプログラムを作る、あるいは、ノウハウを持ったNPOを入れるなど、インターンシップの中間支援をしていくことが大事。【山田副座長】
- NPOがやろうとしていることを把握しておき、行政がやることとの関連性を仕分けしておくべき。【澤委員】
- こういうアクシデントの際に、どういったものが想定されて、どう活かしていくかという、ボランティア的な資源やエネルギーを活用するためのシステムをしっかりと組み立てておくべき。【山田副座長】
- 行政が全部やることは無理であり、特に災害対応であれば、企業の支援をはじめとした民間エネルギーをしっかりと引き出していく姿勢が必要。【山田副座長】
- 市民エネルギーの活用について、活用計画を提示する必要がある。【山田副座長】

## 8 その他の留意点

- 県教育委員会の支援メニューが様々あるが、トータルなプログラムを作り、そしてトータルにコーディネートしながら地域や学校を支援するところが必要。【山田副座長】
- 学校への通学時間が長時間かかり、通学が難しい場合には、校区再編も検討すべきではないか。【山田副座長】
- 計画の推進に向けて、魂が抜けてしまわないような仕組みをビルトインすべき。【澤委員】
- 取組の主体を、①県、②地教委、③学校、④家庭・地域の4層に分けて考え、課題を具体化していくことが必要。【梶田座長】
- 教育振興基本計画の改訂も視野に入れる必要がある。【山田副座長】
- 国の教育振興基本計画も改訂されるので、県の教育振興基本計画の改訂も視野に入るべき。【梶田座長】
- これから数年、宮城県の子どもたちが県外のいろいろな所に避難するので、こうした子どもたちへの視点も入れて欲しい。【梶田座長】
- 「教育システムの改革」あるいは「宮城型教育システムの構築」にも共通事項で触れて、具体的な展開は各取組の中で検討してはどうか。【山田副座長】（意見書）
- 東京などの公立学校で行っている、定年を迎える教員に復興担当の支援教員として残ってもらうような人事政策を検討することが必要。【梶田座長】
- データに基づく取組が重要。【澤委員】
- 被災地では、特に産業振興と地域の回復が表裏一体の関係にある。【澤委員】
- 市町村教育委員会に、学校が地域復興に関わろうというメッセージを出してもらい、校長に周知することが大事。【梶田座長】

